尋問をオンライン化したとき起こること --オンライン尋問データを反射鏡としたリアル尋問の見える化--

正込 健一朗

弁護士(正込法律事務所)

鹿児島大学法文学部附属司法政策研究教育センター客員研究員

info@shogomori.com

The Impact of Moving Interrogations Online : Reflecting Real-World Interrogations Through Online Interrogation Video Data

SHOGOMORI, Kenichiro

Attorney at Law

Kagoshima University Judicial policy education research Center

Key words: Legal Communication, Online Interrogations, Civil Proceedings Act

要旨

本稿は、2023年12月および2024年2月に実施された2回のオンライン模擬裁判実験を素材に、尋問手続のオンライン化が法実践にどのような影響を与えるかを、筆者が被告代理人役として参加した経験に基づき観察・分析するものである。便宜的にZoomを使用したオンライン民事訴訟手続の一環として実施されたオンライン尋問に伴う法的コミュニケーションの変容や技術的課題、そして法廷におけるリアルな尋問との比較が行われている。具体的には、音声や画像の品質、当事者と代理人との意思疎通の難しさ、尋問における心証形成への影響など、オンライン化に伴う多様な問題点を指摘している。また、模擬裁判におけるデータを「反射鏡」として、現行の法廷で行われる尋問手続の実態や、リアルとオンラインでの手続の相違点を可視化することも本稿の重要な目的の一つである。

さらに、オンライン尋問の導入にあたって必要な技術的・手続的な準備や、ハードウェアの制約がもたらす影響についても詳述し、今後の民事訴訟法における尋問手続のオンライン化に関する展望と課題を考察する.本稿の分析を通じ、オンライン化された尋問手続が裁判実務に与える影響についての示唆を提供し、今後の法制度設計の

2024 現象と秩序 21 - 1 -

一助とすることを目的とする.

1 はじめに――本稿の目的ほか

本稿は、2023 年 12 月及び 2024 年 2 月に実施した 2 回のオンライン模擬裁判実験及びその録音録画記録(文字起こしを含む)を素材として、尋問手続をオンライン化したときにどのような法実践が生起するかを、当該模擬裁判にともに被告代理人役として参加した弁護士の視点で観察・分析するものである。この作業をとおして、将来導入されると予想される尋問のオンライン化において顕在化しうる各種課題を具体的に指摘するとともに、オンライン化された尋問の実践を一種の反射鏡として、現在行われている法廷での尋問手続で「実際に起こっていること」を映し出すことも目的とする。

なお、いわゆる裁判手続等の IT 化の流れの中で、Microsoft Teams を用いた民事訴訟 手続の段階的なオンライン化が進み、本稿執筆時点では、オンラインロ頭弁論が全国 で実施されるに至っているが、尋問手続のオンライン化については、改正民事訴訟法 204条で実施要件が緩和されたものの(脇村 2024:113-114)¹、具体的な手続規程については最高裁判所規則に委ねられており(堀岡 2024:4)、現時点では確定していない². 従って本模擬裁判実験におけるオンライン尋問の方法が実務上確定したものではないことをお断りしておく.

2 オンライン模擬裁判の概要

2.1 共通事項

いずれのケースにおいても、弁護士が架空の事例を一定の背景事情も含め設定し、事前に訴状及び答弁書並びに訴訟提起時に提出される書証及び添付書類(証拠説説明書、訴訟委任状等)を準備し、これらに基づいて原告被告(及び証人)とそれぞれの代理人とが事前の打合せをしたうえで、第1回口頭弁論期日に臨むという方式で実施された. 訴状及び答弁書に記載されていない主張については、訴訟の進行に合わせて期日間に準備書面や主張メモという形で補充された. 追加の書証についても同様である. なお、時間的制約から書面化せず、口頭での主張に留まったものもある.

尋問については、原告被告及び証人の陳述書は、設定された背景事情に合わせて、訴状・答弁書と同時に準備されており、本人及び証人とそれぞれの代理人は、これを前提に、尋問事項等について打合せのうえ、尋問に臨んでいる。 尋問テスト (リハーサル) の実施についても、各当事者代理人の判断に任されており、今回は原告代理人も被告代理人(筆者) も実施しなかった。

なお、いずれの模擬裁判でも、裁判官役は現役裁判官(39期)であり、代理人役も 現役の弁護士(原告代理人:56期、被告代理人:61期)で共通である。

2024 現象と秩序 21 - 2-

2.2 2023年12月23日~24日(模擬裁判①)

(1) 事案及び争点

訴額 495 万円の貸金返還請求事件であり、時期を異にする 4 件の貸付についてそれぞれ借主(被告 1)の署名押印のある借用書が作成されている。なお、借用書上の借主は被告 1 となっているが、原告に借入を申し込んだのは被告 1 の弟である訴外 K であり、同人が原告から貸金の交付を受けている。また、4 通の借用書のうち 1 通(200 万円)については連帯保証人として被告 1 の妻(被告 2)の署名押印がある。

主な争点は、各金銭消費貸借契約の成立であり、端的にはそれぞれの借用書の成立の真正である。被告1は、うち1通の借用書(50万円)の作成に同席していたことを認めている。また、被告1は、原告の主張する貸付の後に原告に対し5万円を支払ってもいる。これらの点から、原告からは、表見代理及び無権代理行為の追認の主張が追加された。

(2) 出演者

原告(研究者:エスノメソドロジー)

被告1(研究者:医療社会学)被告2(学部学生:都市工学)

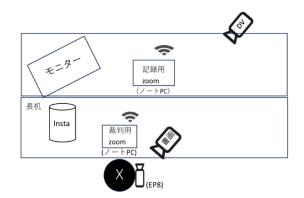
(3) 環境設定

裁判官,原告本人,被告ら本人,原告代理人,被告ら代理人がそれぞれ,裁判所本 庁,本庁管内の簡易裁判所,各代理人事務所に所在するという設定で,原告本人及び 被告ら本人を別室に分けた合計 5 箇所を Zoom で繋いで手続を実施した.

実際には、裁判官は京都産業大学真理館、原告及び原告代理人並びに被告ら本人は東京大学工学部 14 号館(それぞれ別室)、被告ら代理人は鹿児島大学司法政策教育研究センターから接続した. それぞれの前には小型モニターもしくはノート PC を設置し、全ての出廷者が分割された画面に映るよう設定した. ただし、被告らだけは同室で隣り合って着座しており、同一画面に映ることになる. 尋問時は被告の一方が物理的に退席した. なお、各接続場所には、書記官役の研究者 1 名を配置した.

実際には、上記以外にも、記録・検証用に複数のカメラ・マイク・モニター・スクリーン・回線を設置したが模擬裁判の訴訟手続には直接関係しないため詳しい説明は省略する(模擬裁判②についても同様). ただし、出演者の側頭部に装着し、その視線を録画するカメラ (ORDRO EP8) は、尋問のミクロな分析に非常に有効なツールであったことは指摘しておく.

2024 現象と秩序 21 - 3 -



・黒丸 X は, 図 1-2 にある人物

Insta:360 度カメラ DV:ビデオカメラ

EP8:装着型の小型カメラ

図1-1

(模擬裁判①の人物と機材の配置図)※裁判官,代理人,本人共通



・上段:原告(左),被告ら(中央),原告代理人(右)

下段:被告代理人(左),裁判官(右)

図1-2

(模擬裁判①の裁判 Zoom 画面)

(4) 期日進行

12月23日 第1回口頭弁論期日

第1回弁論準備手続期日

第2回弁論準備手続期日

12月24日 第2回口頭弁論期日(尋問期日)

結審後和解期日

2024 現象と秩序 21 - 4-

2.3 2024年2月17日~18日(模擬裁判②)

(1) 事案及び争点

自筆証書遺言についての遺言無効確認訴訟.被相続人は,原告(長男)被告(二男)及び証人(三男)の母であり、父は既に他界している.遺言は被告に全ての財産を相続させる内容.地元に残った原告が近くに住み母の面倒をみて財産管理も行っていたが、母がそれを嫌ったとして被告が原告に無断で母を県外の老人ホームに入所させ面会制限をするなどしているうちに母が骨折し、入院先で誤嚥性肺炎により死亡した.入院中に被告の関与のもと遺言書が作成されている.証人は基本的にアメリカで暮らしており、兄らの争いには関与したくないという立場である.

(2) 出演者

原告(研究者:調停·ADR研究)

被告(研究者:医療社会学)

証人(研究者:エスノメソドロジー)

(3) 環境設定

裁判官並びに被告本人及び被告代理人は地裁本庁の法廷に出廷し、原告本人、原告 代理人及び証人は地裁管内の簡易裁判所の法壇のない部屋(ラウンドテーブル法廷も しくは会議室等)で出席している設定で、この2箇所をZoomで繋いだ.

実際には、裁判官及び被告側は共立女子大学本館、原告側は東京大学工学部 14 号館から接続した. 共立女子大学会場は通常の教室だが、裁判官席を中央に置き、裁判官から見て右手に被告席(被告代理人と被告本人が並んで着席する)、正面に証言台、左手に大型モニターを配置した. モニターには、裁判官、原告席、被告席(及び使用時には証言台)が分割して表示される. また、裁判官の面前に小型モニター、被告席の被告代理人の机上にはノート PC が設置され、それぞれ大型モニターと同じ映像が表示されるようになっている. 東京大学では被告席(被告代理人と被告本人又は証人が並んで着席する)が設けられ、面前に裁判官用と同様の小型モニターが設置され、共立女子大学と同じ画像が表示される環境になっている.

2024 現象と秩序 21 - 5 -

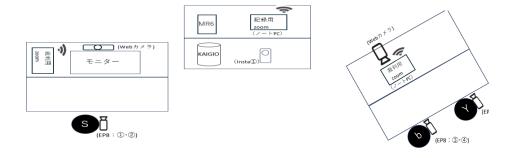
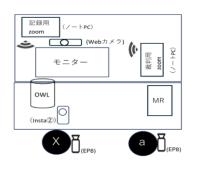


図2-1(模擬裁判②の人物と機材の配置図) ※裁判官(S)&被告(b), (Y)(法廷形式)



・黒丸は図2-3にある人物

OWL/KAIGIO: Zoom と接続の 360 度カメラ

Insta360/MR(ミーティングレコーダー): 360 度カメラ

EP8:装着型の小型カメラ

図2-2 (模擬裁判②の人物と機材の配置図) ※原告(X)&原告代理人(a)



· 左上:原告代理人(左),原告(右) 右上:被告(左),被告代理人(右)

下段中央:裁判官

図2-3 (模擬裁判②の裁判 Zoom 画面)

2024 現象と秩序 21 - 6-

(4) 期日進行

2月17日 第2回口頭弁論期日 第2回口頭弁論期日(尋問期日)

2月18日 第3回口頭弁論期日 結審後和解期日和解期日

3 オンライン尋問を実施してみて見えてきた課題

3.1 ハードウェア関係の問題

(1) 音声の問題

当然であるが、模擬裁判①②ともに、遠隔地間の音声は発話者が所在する部屋のマイクで拾われ、聞き手のいる部屋にあるスピーカーから出力される。 オンライン会議で良く知られるように、マイクとスピーカーの設定によってはハウリングが発生するため、これを抑制する機材設定には細心の注意を払う必要がある。 本模擬裁判実施に当たっては、期日の前日から機材の設置及び設定を行っていたが、それでも当日の進行中に不具合が発生して手続中の調整が必要になった。

既に実施されているオンラインでの弁論準備手続や口頭弁論でも音声に関する問題は発生するが、主に裁判官と代理人との比較的短時間のやり取りであり、相手が聞き取れているかどうかを確認しながら進めれば、早期のリカバリーが可能で、それほど大きな問題にはならない。しかし、長時間に及ぶ尋問においては、流れが中断したり、尋問者や被尋問者の集中力が途切れたりするなど弊害が大きく、「集中証拠調べにおいて、迫力ある充実した尋問が展開し、緊張感ある法廷場面を出現させる」(加藤 2011: 23)ことが困難となり、結果として、裁判官の心証形成にも影響しかねない。 実際に尋問がオンライン化された場合、音声問題対策ひとつをとっても、裁判所側の準備は相当の負担になると予想される.

模擬裁判①では、音声に関しては大きなトラブルは発生しなかった. これは、模擬裁判の参加者を個別に接続し、手元の機材で対応したため、設定・調整が容易であったためと推測される.

模擬裁判②では、大きく二つの音声問題が発生している。一つは、被告本人尋問冒頭において、被告の声が小さく、法廷を模した同室に所在する裁判官には問題なく聞こえるが、遠隔地でスピーカーを通して聞いている原告代理人(及び原告本人)には聞き取れないという現象が起きた。原告代理人の申し出により被告が発声を意識的に大きくしたり機材の配置を変更したりといった改善が試みられ、原告代理人からも聞こえるようになったとの応答があったが、録画データを確認すると、被告本人の音声は、被告本人以外の音声と比較して明らかに音量が小さく、聞き取りにくくなっている。実際の法廷での尋問でも声の小さい被尋問者はいるし、証言や供述は裁判官の証拠調の対象であるから、裁判官にさえ聞こえれば問題ないとも言えるが、特に反対尋

問で、相手方代理人の声量と比較して声量が劣る場合、発言に対する自信のなさ等マイナスの心証を抱かれる可能性は否定できない.

もうひとつは、逆に、音量が大きい場合の萎縮的効果である。模擬裁判②では、被告に対する原告代理人の反対尋問で、明らかに侮辱的な質問が大声でなされる場面がある。これについて、原告代理人役は、模擬裁判後の振り返りで「思ったように圧がかけられなかった」と述べていた。マイク越しに発話し、相手にどの程度のボリュームで届いているか把握できないうえ、その相手の反応も小型モニター越しにしか確認できない立場である以上、かかる感想はある意味で自然であると言える。

興味深いのは、別室で別の機材を使って観察していた実験参加者から、過剰演技とも言える原告代理人の激高的発言が、モニター越しだと逆に滑稽に見えたという趣旨の発言があったことである(残念ながら、振り返りの録画には残っていない.).これは、家事調停手続におけるウェブ会議の利点として、高葛藤事案での「安心・安全」が指摘されている(戸苅 2023)こととも符合するようにも思われる.しかし、被告本人役の感想は、「原告代理人の怒声が部屋中に響き渡り、心理的圧迫を感じた」というものであった.この感想の違いは、当事者役と手続外の観察者(いわば傍聴人)という立場の違いも関係するだろうが、より直接的には、単純に部屋ごとのスピーカーの音量の差つまり音圧が影響している可能性が高いと筆者は考えている.

以上の現象から、遠隔地をオンラインで繋いで尋問を実施する場合は、それぞれの接続場所で適切な音量となっているかを確認することが必須と言える。 しかし、マイクとスピーカーの設置場所ひとつ取っても全てのシチュエーションに対応できる最適解は存在しないため、常に個別の調整が必要であり、公平・公正な尋問環境を作出・維持するための現場の負担は極めて重いと言わざるを得ない.

(2) 画像の問題

音声と同様、画像についても適切な尋問環境を確保するためには困難が伴う. 回線の通信速度によって、動画の送受信に不具合が生じる可能性は誰しもが危惧するところであろう. しかしながら、より原始的な問題として、どのサイズのモニターをどこに設置するのか、という問題から考える必要がある. 更には、モニターには、対象者のどの部分を映すのかというカメラの設定の問題もある.

模擬裁判①では、裁判官は手元のノート PC の画面を見ながら訴訟指揮を行った. しかし、分割した画面に映る当事者や代理人の大きさはバラバラであった. 具体的には、机がなく腰下まで映っていたり、机の上の手が一部映っていたり、胸から上だけが映っておりほぼ顔のアップという画面もあった. また、原告本人は、演者本人の傾向として身振り手振りが多かったが、カメラの設定よっては、それが映らないこともあり得た. 加えて、模擬裁判①では、書証の署名と対照するため尋問において被告2にその場で自署させ、それを書画カメラで撮影してモニターに映すことを試みたが、ピン

2024 現象と秩序 21 - 8-

トがうまく合わず、目的を達することはできなかった.

模擬裁判②においては、被告代理人が同じ部屋の左側にいる裁判官に視線を向けるため、モニター上は横を向いているように映っている。また、通常の法廷と同様に、宣誓や発言の際に席を立つと、顔が写らなくなることも実際に尋問手続をやってみて明らかになり、裁判官から、着席したまま質問するよう命じられる場面もあった。模擬裁判②では、被告側は法廷に見立てた教室に在廷していたため、裁判官の前に証言台を設置したが、通常の尋問のように裁判官が着席を促してから被告本人尋問を始めてみると、カメラは被告本人の顎から上だけを映しており、途中から立ったままでの尋問に切り替えるということも起きた。

オンライン会議が普及し、オンラインで何度も顔を合わせている人と始めてリアルで会った際に、「イメージより大柄(小柄)だ!」と驚くことはしばしばある。モニターの大きさやどの部分が映っているかは、視覚情報として、受け手に大きな影響を与える。証人尋問について、「証拠方法としての証人の特性は、口頭陳述を要求することによって、裁判所が、証言内容のみならず、陳述の態度、表情、および振舞いなどを要素としてその証明力を判断しうる点にあり、したがって口頭陳述は証人の証拠調べにとって本質的な要請である。」(伊藤 2005: 357-358)との見解に立つならば、視覚情報が部分的かつ自然な遠近法が適用されないモニター上の画像をどのように調整すれば「本質的な要請」に耐えうる尋問環境を構築できるのか、問題は大きく、正解は見通せない。

(3) 本人と代理人との意思疎通

模擬裁判②では、原告・被告本人とそれぞれの代理人とは設定上も現実にも同一の空間にいたため、意思疎通に問題はなかった。これに対して、模擬裁判①では、本人は簡易裁判所で出席しており、代理人はそれぞれの事務所に居るという設定であり、実際にも被告らと代理人とは、東京一鹿児島という物理的距離があり、原告側も同じ建物内にはいるものの別室であった。尋問手続において、全ての関係者を別々の場所から個別にオンラインで繋ぐという運用は、実際には想定しがたいが、この設定で行ったとき如実に明らかになったのは、本人と代理人との意思疎通の困難性である。模擬裁判の概要で説明したとおり、本人と代理人との打合せは、現実の訴訟と同様、原告側及び被告側に完全に任されていた。第1回口頭弁論期日前に、被告側は何度かZoomでのオンライン打合せを行い、メール等を用いた文書(文字)でのやり取りもしていた。加えて、尋問期日当日に物理的距離があるため即時のコミュニケーションが取れるように、LINEの準備もしてあった。LINEであれば、即座にメッセージのやり取りが可能であり、必要であれば音声通話もできると考えたからである。

実際には、尋問自体は、事前の打ち合わせが十分であったため、LINE を使う場面はなかった. しかし、リアル法廷での尋問であれば、横に座っている本人とのやり取り

は筆談や耳打ちで普通に行われており、特に相手方の主尋問で陳述書に書かれていない事実が出てきた場合など、その場で確認することができる。また、反対尋問についても、本人がこれを聞いてほしいとその場で要望を伝えてくることもある。このような対応ができない形式での尋問は、従前の尋問の実践を大きく変容させるものである。

その後、和解勧試の場面になって、裁判官越しに相手方の意向を読みながら被告本人と和解条件を詰める必要が生じ、LINEでの協議を行った。後に述べるように、模擬裁判②は和解で終結するのだが、被告代理人としては、被告が過度に譲歩した内容だと感じている。しかし、被告本人とのLINEでのやり取りで、その見解を十分に伝えることはできなかった。メッセージでは埒があかないので、音声通話も考えたが、それももどかしく、結局は自分に本人の意向を尊重したと言い訳をしながら和解を成立させたというのが偽らざる本音である(なお、原告側も、設定上裁判所と事務所とに分かれており、実際にも部屋が別なため、十分な打合せができていなかったようで、裁判官との個別協議の中で、代理人が原告本人を半ば強引に説得する様子が記録されている)。

以上から、本人と代理人とを物理的に切り離したオンライン尋問では、本人と代理人との意思疎通が非常に困難となり、これまでの尋問とは質的に異なる法実践となることが明らかとなった。このことは、尋問以外の手続き、端的には和解協議においてより顕著に表れる。現行の民事訴訟法でも、弁論期日や弁論準備期日において本人と代理人とが別の場所からオンラインで接続することは想定されている⁴. 当事者と代理人とを物理的に引き離すことは、上記のような困難を生じさせることには留意すべきである。

3.2 手続の問題

(1) 宣誓

模擬裁判①では時間的制約から来る準備不足もあり、宣誓を省略した. 模擬裁判①には証人がおらず、当事者尋問のみであり、当事者の宣誓は任意であるから(民事訴訟法 207 条 1 項後段)、理屈としては問題ないとは言える. また、模擬裁判②では、宣誓書が準備できなかったため、裁判官の口授に続けて口頭で宣誓するという形で行われた. これは、厳密に言えば、民事訴訟規則 112 条 3 項違反である. 法実践を可能な限り再現するという実験目的からは、今後は、模擬裁判として十分な準備が求められる.

さて、当事者尋問における宣誓が条文上は任意であるとはいえ、正当な理由なく宣誓を拒めば相手方の主張が真実と認められ(民事訴訟法 208 条)、過料の制裁の条件でもあるため(民事訴訟法 209 条 1 項)、一般的には宣誓が行われている。また、証人には原則として宣誓義務があり(民事訴訟法 201 条 1 項)、特別の定めがなければ、これを省略することはできない。

しかし、オンライン尋問で行われる宣誓にどの程度の意味があるのかは別途考察に値するし、それは翻って、現行法下での宣誓の意義を問い直すことでもある。図らずも、今回の模擬裁判で裁判官役の現役裁判官が、宣誓を省略ないし簡略化したことに、実務における宣誓の軽さが表れていると見るのは、穿ち過ぎであろうか。

宣誓は一般に、刑罰(本人については過料)の制裁という威嚇と、宗教的な心理的強制によって供述者に真実の供述を自ら保証させるものと説明されるが、証人が偽証罪に問われる例はほとんどなく、過料についても訴訟当事者にその裁判を求める申立権は認められず(最決平成17年11月18日)、職権が行使される例も希であろう。宗教的な心理的強制となると、我が国の文化風土を考えれば、その実効性はさらに疑わしい、結局、「宣誓の効用については限界があると思われるが、ゼロということもないであろう。」という程度に過ぎない。

宣誓は様式の定められた(民事訴訟規則 112 条参照)一種の儀式であり⁶,儀式には 舞台が必要である. 先に指摘したように,裁判官が面前におらず,規則に従って起立 すればモニターに映らなくなるようなオンライン尋問において,カメラの前でする宣 誓にどれほどの儀式的効果を求めることができるか,そもそも,「良心に従って真実を 述べ,何事も隠さず,また,何事も付け加えないこと」(民事訴訟規則 112 条 4 項)を 「誓う」相手は「誰(何)」なのか,やや人文学的趣味が過ぎるかもしれないが,儀式 を儀式たらしめる要素を今一度検証してみる価値はあるように思われる⁷.

(2) 陳述書の成立の真正の立証

現行の実務では、遅くとも尋問前には、陳述書が提出されていることが通常である. 陳述書については別の機会に検討したいこともあるが、尋問の場では、最初に、陳述書の成立の真正を立証する目的で、代理人が供述者に陳述書を示して、署名押印が自身のものであることと、内容に誤りがないことを確認することが多い。 ある種の「お約束」 8とも言える。ところが、この「お約束」をオンライン尋問でやる場合、すんなりとは行かない。

まず、模擬裁判①においては、本人と代理人とが物理的に離れた場所にいる. したがって、代理人が本人に陳述書を手に取って示すことができない. そこで、原告代理人は、自分を映しているカメラに陳述書をアップで映してモニター越しに示そうとしたが、先述したとおり書画カメラでも難しいのであるから、これは厳密に判読することを求めるとすれば極めて困難である. そこで、被告代理人としては、被告本人がいる簡易裁判所の一室に書記官がいるという前提で、書記官に陳述書を示してもらって、この「お約束」をやってみた. ただし、モニターの向こうの被告が何を見ているかは分からないので、念のため、カメラに署名部分を映すように指示をしている. しかし、実際に見返してみるとモニター上で陳述書であることは確認できない. つまり、「お約束」が成り立たないのである.

これを模擬裁判①の環境で厳密にやろうとすれば、①供述者には必ず書記官が付き添い(書記官),②その書記官は記録一式を手元に備えており(記録一式)⁹,③書記官が示した文書が何であるかを遠隔地にいる裁判官や相手方が確認できる手段が確保されている(書画カメラ),という3点セットが必要になる.

他方,模擬裁判②では,原告側は,供述者である原告本人又は証人は原告代理人の 隣に座る配置であるため,スムーズに「お約束」を実践できる.被告側も,法廷にい る設定なので,通常どおり証言台にいる被告本人のところまで陳述書を持っていって 示せば良い.しかし,この場合,書記官が介在しないため,示されたものが陳述書で あることは模擬裁判①の場合以上に担保されない.これを担保するにはやはり,3点 セット(少なくとも③書画カメラ)が必要になるのである.

(3) 文書等を示した尋問

さて、「お約束」の要否はそれとして、同じ議論は、文書等を示す尋問一般に拡張される。 尋問は原則として文書等に基づかず行われるが、裁判長の許可があれば文書等を示すことが許される(民事訴訟規則 116 条 1 項). 上記「お約束」は、この一例であるが、示すのは陳述書に限らない。 そして、一般論として尋問において示されている文書等を確認する必要は、儀式的な「お約束」の比ではない。 初心者向け実務書には、「相手方が証拠や主張書面の記載を示すために証言台に近寄る場合があります。このときにはあなたも必ず証言台のそばまで行き、示されている証拠等の内容、証人等の確認している部分を確認してください」(中村 2019: 56)(太字はママ)と強調するものもある。

ところが、上述のとおり、オンラインではこれが容易ではない. 「お約束」のためだけに、書記官と記録一式と書画カメラの3点セットを用意する必要はないようにも思われるが、文書等を示す尋問が行われ得るのであれば、結局この体制は構築せざるを得ないであろう. なお、模擬裁判②の設定であれば、③書画カメラだけで足りるようにも思われるが、代理人の示す文書等に不適切な書き込みがある場合など(中村2019:57)は、裁判所の記録を示す必要があるため、結局は①書記官も②記録一式も備えておく必要がある¹º. 無論、将来的に、記録が全て電子化されればこの問題は解決するのかもしれない(その場合、そもそも「書証」という概念がどうなるのかは興味深い研究課題である).

なお、模擬裁判②では、被告側は法廷に出廷している設定のため、被告代理人が証言台まで出て、被告本人に文書を示すことができた. 通常、文書を示し終われば、代理人は被告席に戻るわけだが、本模擬裁判では、裁判官から席に戻るよう指示されることもなかったので、敢えて被告本人の横に立ち続けた. これは、原告側は、原告本人と代理人とが同じ机に隣り合って座る配置だったため、これと少しでも均衡を取ろうという目論見だった. 実際に、振り返りで、被告本人役は「心強かった」と述べて

おり、一定の効果はあったものと思われる¹¹. 後に触れる「場」の問題とも一部重なるが、法廷という環境に置かれること自体が心理的圧力を生じるため、オンライン尋問では、双方がなるべく同様の環境で供述できるよう配慮すべきである.

(4) 口頭主義潜脱の危険

補足的に、関連するが異なる論点として、「書類その他の物」¹²に基づく陳述の禁止 (民事訴訟法 203 条, 210 条)に表わされる口頭主義との関係についても触れたい. 模 擬裁判②の証人尋問で、冒頭裁判官が、証人に対して、「陳述書を含む資料を見ないよ うに」と注意する場面がある. これは、原告側が、同じ机に横に並んで着座している ため、机の上に証人の所持していた書類が無造作に置かれたことに裁判官が気付いた ためと思われる.

ところが、その後に続く原告本人尋問では、この注意はなされず、そして、原告本人は、尋問中に、机の上に綴じられた書類を拡げて、それをめくって確認するのみならず、供述中にも、視線を手元の書類に向けてその内容を確認しながら陳述している様子が録画記録からはっきりと確認できる。 裁判官がこれに気付かなかったのか、気付いたが模擬裁判だからと黙認したのかは分からないが、証人に対して注意喚起をした以上、後者とは考えにくい。 そして、被告代理人である筆者も、録画データを見るまで、そのことに全く気付いていなかった。これに気付いたときは、衝撃であった。 仮に、供述者の手元には資料がなかったとしても、尋問者は尋問のために自分の机の上には当然記録を拡げている。また、やろうと思えば筆談も可能だろう。 尋問者の隣に供述者を座らせるという配置自体にはどことなく違和感を覚えていたが、かかる具体的危険にまで想像が及んでいなかった。これも、実際にオンライン尋問を経験したからこそ気付けたことである。

3.3 複合問題

以上,模擬裁判におけるオンライン尋問で明らかになった問題点をハードウェアの問題と手続の問題に分けて指摘した. その他にも,いずれにも関わる問題が浮かび上がってきた. これらを複合問題と呼ぶことにする. いずれも,オンライン化特有の問題というよりは,民事訴訟(法)そのものに関わる深みのある問題であり,本稿では問題提起に留める.

(1) 身振りをどう記録するか

オンライン化すると、供述者の身振り手振りが画像として記録可能になる. 画像問題で触れたとおり、それをカメラが適切に捉えられるかという問題はあるが、これまで尋問調書では直接的には記載されなかった情報¹³が記録に残せることになる. これは、特に上訴の場合に映像記録がどう扱われるかに関連してくる. オンライン尋問が録音

録画され、記録の一部(もしくは付属物)として上訴審に引き継がれることになれば、 上訴審の裁判官も身振り手振りを目にすることになり、これまでの「いかに調書に残 すか」という実践知はその役割を終えることになる可能性がある.

この点、供述態度を記録に残すという文脈で、裁判官が「将来、再び民事訴訟法が改正され、人証調べの結果は動画ファイルという形でデータ化されたものが記録として保存されるという日がくるかもしれない. しかしながら、今日まで、証人や本人の供述態度は記録化されていないという現状を踏まえると、現行の民事訴訟法は、供述態度については信用性の判断材料として重視してはいないというスタンスをとっているものと考えるのが相当であろう. 」 ¹⁴ と述べているのはこの問題を考える手がかりを与えてくれる. 筆者としては、著者の言う「現行の民事訴訟法のスタンス」も、将来の改正によって変更を受ける可能性があると考える. オンライン化の影響は、技術的な問題に留まらず、証拠評価に関する裁判所の基本的スタンスにも波及しうるのである.

(2) 交互尋問とは何か(もしくは直接主義との関係をどう考えるか15)

次に、音声問題及び画像問題の先に、そもそも、交互尋問とは何か、はては、直接主義とは何か、という非常に大きなテーマが浮かび上がってくる。本稿には荷が勝ちすぎるので極めて抽象的な感想に留まるが、民事訴訟法自体が近代の産物であり、そこでは主体と客体という素朴な二元論が前提とされている。しかし、認識論や認知科学、脳科学、人工知能の成果を考慮に入れれば、現代とは、現実と虚構とが重なり合い、記憶は常に創造され、AIが論理的な文章を生成する時代であり、そのような現代における交互尋問や直接主義が論じられるとしたら、それは学問分野としての民事訴訟法という枠に収まりきらない拡がりを持つのではないだろうか。

(3) 法廷という「場」の問題

宣誓の箇所でその儀式性を論じたことの延長で、オンライン尋問は、法廷という「場」の持つ意味を改めて考える契機となる. 模擬裁判②では、原告側が供述者と隣り合って尋問を行った. この配置から生ずる具体的危険については既に述べたが、これを、模擬とはいえ、裁判官の前に設置された証言台に立って供述した被告本人との比較で考えてみると、単に、手元の資料を参照できたということ以上の不均衡があったのではないかと考える. すなわち、隣に座る自分の代理人と、モニターの向こうの相手方代理人・裁判官の尋問に対応する原告本人と、証言台に立って裁判官の面前で尋問に対応する被告本人とでは、仮に、原告本人が書類に基づく陳述をしていなかったとしても、無視できない体験の差があったはずである. それは、法廷という「場」の持つ影響力である. 法廷の建築的構造自体が、法廷が備えるべき秩序と権威とを具現化すべく設計されており、そこに、法曹という有資格者が配置され、定められたルールに

従って手続が進行することで、法廷という「場」に特有の何かが生まれる、ように筆者には思われる。その影響力を可視化することはまだできないが、模擬裁判①では遠隔の自席で尋問に応じた被告 1 と同じ参加者が模擬裁判②では被告本人として証言台に立っており、彼の感じた体験レベルでの差異 16 は尋問に与える影響力として無視できるものではない。繰り返しになるが、少なくとも、オンラインで尋問をする場合は、公平の観点から、両当事者の物理的条件を可能な限り近づけるべきであり、可能であれば、供述者はどちらの側であれ、法廷で証言台に立つという環境を維持すべきと考える。無論、この制約は、オンライン尋問の利点を大きく減殺するものだが、裁判という制度を具現化した法廷という「場」の影響力が解明されていない以上、裁判制度をそれとして維持するためには必要な犠牲と考えられる。

4 オンライン模擬裁判の顛末

4.1 訴訟の帰結

結論として、本稿で扱った模擬裁判①及び②はともに和解で終結した. 和解勧試は現行の実務にしたがって個別に行われた. 今回の実験では、裁判官による個別の和解勧試が録音録画されており、それ自体興味深い研究材料であるが ¹⁷、そこに立ち入るのは本稿の範囲を超えるため、簡潔に和解内容を示すに留める.

(1) 模擬裁判①

- ア 被告1は、原告に対して、和解金45万円を一括で支払う.
- イ 原告は、被告1に対するその余の請求及び被告2に対する請求を放棄する.
- ウ 被告1の既払いの5万円及び和解金45万円は、本件貸金のうち、被告1が同席の上借用書が作成された50万円の代位弁済とし、原告は被告1の弟である訴外K(実質的借主)には請求しない。
- エ 無限定の清算条項.

(2) 模擬裁判②

- ア 不動産及び預貯金を被告が単独取得する.
- イ 被告は、原告に対し、一月以内に、相続した預貯金の半額(280万円)を解 決金として原告に支払う.
- ウ 被相続人および祖先の祭祀承継は原告が行うことに同意する.
- エ 相続不動産内の仏壇については、相当期間内に原告が引き取る.
- オ 被告は原告の長男としての役割に感謝し今後これに協力し、兄弟間の円満に努める.
- カ 原告はその余の請求を放棄する.
- キ 被相続人の相続に関する清算条項.

4.2 仮定的判決

模擬裁判①及び②は上記のとおり、和解で終結したわけだが、実験としては、裁判官には仮に和解が成立しなかった場合に下されたであろう判決を準備してもらい、簡単に主文と理由の言い渡しを行った. 和解勧試においてある程度の心証開示が行われていたが、判決として示されることで、尋問を経て形成された心証が明示されたことで、オンライン尋問が心証形成に与える影響を検証する手がかりになると思われるので、以下に紹介しておく.

(1) 模擬裁判①

ア主文

原告の請求をいずれも棄却する.

イ 理由

- (ア) 借用書の署名押印はいずれも被告 1 のものとは認められず,また,訴外 K が被告 1 の意思に基づき代筆したものとも認められない.甲 3 号証は被告 1 が立会いのもと,訴外 K が被告 1 の署名をして自身の印鑑を押捺したものと認められるが,被告 1 には弱視の障害があり,訴外 K が被告 1 の署名をしたことを認識認容していたとは認めがたい.
- (イ) 表見代理の主張については、基本代理権の授与が認められない.
- (ウ) 追認については、被告1の弁済する旨の発言は具体性を欠くし、5万円の弁済についても負債総額を把握してなかったため、自身の債務を承認したとは認められない。
- (エ) 連帯保証人の署名は被告2の筆跡とは異なるため、連帯保証契約の成立は認められない.

(2) 模擬裁判②

ア主文

原告の請求を棄却する.

イ 理由

- (ア) 本件遺言は被相続人の自署である.
- (イ)押印は被告が被相続院の印鑑を押捺しているが、押印した遺言を被相 続人に見せて確認している.一般に押印の代行は許容され、本件事実 関係においては本人による押印と同視できる(遺言が形式的に無効で も死因贈与もあり得る).
- (ウ)被相続人の認知能力は相当程度低下しているが、その程度には一般に変動があり、原告の主張立証によっても、当時の状況において遺言能力を欠くとまでは言えない。

2024 現象と秩序 21 - 16-

(エ)遺言の内容的も被相続人の言動から被相続人の意向に沿った了解可能 なものである.

4.3 オンライン尋問で心証は取れるか?

(1) 本件模擬裁判における人証の比重

民事訴訟における人証の比重は訴訟類型によって異なる.一般的には、書証など客観証拠が存在することが多い契約型紛争では人証の比重が低く、逆に録音録画等の客観証拠のない事故型紛争では人証の比重が高くなる. その中間に、書証はあるが決定的でなく、書証との関連性、整合性をチェックしつつ、証言及び本人尋問の結果のどちらを信用するかという判断も求められる類型が想定される(加藤 2011: 24-25).

模擬裁判①②ともに、書証(借用書、遺言書)は存在するものの、その有効性が争われている類型であり、上記に当てはめると中間的な類型と言える。いずれも、書証の具体的な作成経緯が問題となり ¹⁸、そこは人証によって立証するしかないという点では、尋問が結論を左右する類型であったと言える。結果として、オンライン尋問の研究素材としては適当な事案であった。これを前提に、本件模擬裁判での尋問を通じた裁判官の心証形成を見ていきたい。

(2) 尋問による心証の変化

一般に裁判官は尋問前に7,8割の心証形成ができていると言われる. これを肯定しつつ「ただ,尋問で印象が変わることも少なくないですけどね. 何で変わるかというと,じかに会って,お話しを聞くから,人となりが見えてくるんですよね. 」(岡口・中村 2017:55)と語る裁判官もいる. 本件模擬裁判ではどうだったのか,尋問で心証が変わったとして,それにはオンライン化の影響があるのか,本模擬裁判では終結直後の振り返りにおける裁判官の感想も記録されているため,これを参照しながら,以下この点を考察する.

ア 模擬裁判①

裁判官の振り返りでは、当初は、被告 1 が同席して借用書が作成された貸金 50 万円については、認容するつもりだったが、この点は裁判官によって意見は分かれるのではないかとのことであった。 本模擬裁判を担当した裁判官としては、被告 1 について訴外 K が自分の隣で被告 1 名義の借用書を書いているにもかかわらず、それに気付かないとすれば不注意が過ぎるとの評価だが、全くあり得ないとまでは言えないとの考えであった。 本件では、尋問で被告 1 の弱視が立証され、原告がそれを覆すことができなかったので、全部棄却となったと判決に至る思考過程が説明された。 その意味では尋問によって心証が変わったケースである。 結論的には、事実関係はさほど複雑ではなく主に評価の問題であり、オンラインでやることに支

障はなかった、との評価だった. 他方、やはり直に話を聞きたいケースもあると述べ、オンラインでの尋問には馴染まない事件もあるとの考えであった. やはり、直に目を合わせて「人となり」を見たいということであろう. また、オンラインでの尋問は代理人が嫌がる、特に反対尋問はリアルでやりたいと強く主張すると思われるため、当面は実現しないのではないかとも述べていた ¹⁹.

なお、模擬裁判①の尋問で出た被告 1 の弱視の主張は、主張書面や陳述書に一切表れておらず、まさに不意打ちであったが、この点については、原告からも裁判官からも特段の指摘はなかった。通常は、不意打ちとして原告側から異議が出て 20、裁判官が、別途期日を指定するか、証明力・証拠評価の問題として尋問を続行するかの判断をすることになると思われるが、弱視の主張については、障害者手帳という証明力の高い書証の追加が予告されていたため、敢えて問題としなかったものと思われる.

イ 模擬裁判②

裁判官は、振り返りにおいて「この事件はファーストインプレッションから請求棄却」と明言していた。つまり、模擬裁判②では尋問で心証が変わることがなかったことになる。ただし、模擬裁判としての設定上は、遺言書の印影は、被相続人の印鑑の印章によるものではなく被告の印鑑のものとなっていた。この点、裁判官は第1回期日で遺言書の成立の真正について認否を確認しておらず、争点になっていない。原告も反対尋問で明確には確認しなかったが、裁判官は補充尋問で具体的に訊いており、ここで被告本人役の記憶違いで被相続人の印鑑と答えてしまっている。設定どおりであれば結論が変わった可能性があり、裁判官は「もうちょっと頑張って聞かなきゃいけなかった」と述べていた。

模擬裁判②の被告本人尋問は、裁判官の面前で行われているので、対裁判官ではオンライン化の影響は考える必要はないが、誰の印鑑かという原告の反対尋問もしくは再反対尋問が出なかったことには、被告の反応をモニター越しにしか確認できなかったことが影響している可能性はある.

なお、同様に補充尋問で引き出された、押印した遺言書を被相続人に見せて確認してもらったというくだりは、完全なアドリブであり、これも結論に一定程度影響している. 模擬裁判②の素材を作成する過程でこれらの設定は、原告代理人弁護士も共有しているものの、模擬裁判としては原告側には知り得ない事情なので、あくまで与えられた役としてはそこを追求できなかったということもあり、ここは模擬裁判実験の組み立てとして今後の課題である.

いずれにせよ,実際の事件の解決として考えれば,遺言無効でも死因贈与

で結論は変わらないとはいえ,誰の印鑑かは遺言の有効無効が決まる分岐 点となり得,尋問のオンライン化が尋問内容に与えた影響については,更な る分析が必要と考える.

(3) リアルとオンラインで違いはあるか?

模擬裁判①も②も、終わった直後の感想として、裁判官及び原告代理人としては、「意外とやれてしまった」という印象を述べた。被告代理人としても、4.1で紹介したとおり事件としてはともに和解で終結しており、かつ、仮に和解が成立しない場合でも、判決が書ける程度の心証は取れているため、訴訟手続としては完遂できたとは考えている。

他方で、2件の模擬裁判を通じて、3で示したとおり、オンライン化による課題も浮かび上がってきており、オンライン化に当たっては実務上の対応が必要となるものも多い. さらに筆者が複合問題と名付けた問題群は、民事訴訟という社会制度それ自体にまで影響を及ぼす可能性がある.これらの問題については、更なる研究が必要である. また、よりミクロにリーガルコミュニケーションを分析した場合、オンライン化の影響は見えていても気付いていない可能性があると考えており、会話分析等の専門的手法を駆使した録音録画データの詳細な分析が待たれる²¹.

5 結論

オンラインでの尋問を実際に代理人として経験したことで、実施する際のハードウェア的、手続的問題が浮かび上がってきた。オンライン尋問のスムーズな導入のためには、現行の訴訟実務をオンライン化に適する形に変える必要があり、特にハードウェア的な現場の負担は相当程度大きいと思われる。また、オンライン模擬裁判を通じて、現在の民事訴訟の在り方を、新しい視点から見直すこともできた。特に、複合問題を突き詰めると、民事訴訟それ自体に大きな変革を及ぼす可能性がある。

オンライン模擬裁判それ自体は、訴訟手続としては成り立っており、実務レベルでは問題なく遂行できるとの評価も可能だが、実験に参加した裁判官も指摘するように事案によるところもあり、特にオンライン尋問については、オンライン化によるコミュニケーションの変容と裁判官の心証形成への影響をより詳細に分析する必要がある.

謝辞

本模擬裁判は、JSPS 科学研究費 23H00877(代表:樫田美雄)の助成を受けて実施された. 科研メンバーの皆様には、協力実務家として、オンライン模擬裁判を体験する 貴重な機会を頂いたことを心より感謝する.

注

- 1. 脇村(2024: 113-114)の Q54.
- 2. 2024 年中には規則の内容について一定の方向性が示されるとの予想がある(山本 2023:27).
- 3. テレビ会議システムによる証人尋問導入に当たって、証人尋問における信憑性チェックを、質的正確性と量的正確性に分けて、①裁判官の心証形成、②反対尋問権の保障、 ③証人に対する影響力についてそれぞれ分析したものとして、菅原(1999)がある.
- 4. 民事訴訟法は裁判官の在廷を前提としていると解されるが、当事者及び代理人の所在については規定しておらず、奈良地裁は、弁護士会からの質問に対して、代理人と本人が別の場所からオンラインで接続することを前提に、「代理人と依頼者とが直接対話できない等の問題点は今後検討していくことになると思う.」と回答している. (令和4年6月30日付「奈良地方裁判所委員会 議事概要」、nara/vc-files/nara/tikasaiiinkai/files/nara/tikasaiiinkai/01 tisai/040630gijiroku.pdf、2024.8.12.)
- 5. 加藤(2011: 8) の同部分の脚注には「厳粛に行われる宣誓が、迷える証人の心情に訴えかけて真実を述べる決意を促すことが期待できる」との説も紹介されているが、必要性を補強できるとしてもその限度である.
- 6. 改正前民事訴訟規則 112 条 3 項は, 証人に宣誓書を朗読させ, これに署名押印させるものとしていたが, IT 化にともない同条 4 項が新設され, 署名押印に代えて, 宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をできるようになった. そもそも「宣誓書」という紙の要否については議論があり, さらなる議論がありうる (清水 2023:75).
 - なお、筆者としては、宣誓という「儀式」の本質は宣誓書への署名押印よりも、裁判官の面前での口頭による「朗読」にあると感じているが、オンライン化との関係で「朗読」の実施方法について論じた文献は見当たらなかった.
- 7. 山本(2023:68) は証人の意識について、「一般の人の将来における変化が観念」できると指摘するが、その変化がどのようなものであるかは明示されていない.この点も、宣誓の本質から考える必要があろう.
- 8. 柴崎・牧田 (2017: 186). 陳述書が書証として提出されていれば、その成立の真正が問題となりうるし、供述者に確認することでそれを立証することにはなるのだろうが、争いがなければ、全ての書証について成立の真正が逐一求められていないことを考えると、個人的にはなぜ陳述書だけという気がしなくもない.
- 9. 菅原 (1999: 502) の「反対尋問の場合には、尋問直前まで使用する書証をふせておく必要がある場合も考えられる. そのため尋問時にリアルタイムで書証を提示できるシステムが必要となる. 」という指摘は、オンライン尋問にも当てはまる. その場合、②として、被尋問者に付く書記官に記録一式として事前に弾劾証拠を渡しておくのか、③の書画カメラで対応するのかは悩ましい問題かもしれない.

2024 現象と秩序 21 - 20 -

- 10. 正本は裁判官の手元にあるため、遠隔地の書記官用に写しを備え置くことになろうか.
- 11. 逆に、相手方代理人が証人に過度に近づくことで、証人威迫とも受け取られないため、「近寄るな」と指導するものとして(藤代 2023)がある.ここでは、法廷での尋問における証人(本人)と代理人との物理的距離が陳述に影響することが前提となっている.
- 12. 改正で追加された「その他の物」にはスマートフォンやタブレット端末等が含まれる (脇村 2024: 112-Q53).
- 13. 尋問調書に身振り手振りを残す工夫として、「たとえば、 実際に尋問の場で証人等に動いてもらったうえで、「いま証人は、右手を上に掲げた上で、人差し指と中指を立てる仕草をしましたね」と指摘し、仕草を言葉に言い表した上で「はい」と回答してもらうといった対応が必要になります」(髙中ら 2018: 152-153) などの指導がされてきた.
- 14. 柴崎・牧田(2017:180) は同じページで、伝聞として、動画ファイルを記録に編綴したという話を聞いたことがあると語っている.
- 15. 青木(2020: 67) は「受訴裁判所の裁判官は、映像と音声の送受信を通じて画面越しに 証人等と対面することになるが、自ら、リアルタイムに尋問をし、証言を聴取し、その 態度を観察するのであるから、直接主義の要請を満たしている.」と断定するが、筆者 にはそれほど単純な問題とは思われない.
- 16. 事後のインタビューにおいて、被告本人役の研究者は、模擬裁判①と同②の最大の差は裁判官が面前にいるかどうかだと言い「初めての模擬裁判でより緊張していたはずの模擬裁判①より②の方がどっと疲れた」との感想を述べた。また、自身の代理人が遠隔地にいた模擬裁判①はその場でのコミュニケーションができず不都合だったし、何より同室に代理人がいる模擬裁判②とは安心感が違ったとのことであった。全員がオンラインという同条件であった模擬裁判①と一方が法廷、他方が遠隔地からオンラインという模擬裁判②とでは、後者において不平等感を強く感じたため、オンライン化に際しては、可能な限り条件を揃えることが重要であるとの指摘は、当事者視点からの裁判の公平性という意味で極めて重要だと思われる。
- 17. 例えば、和解勧試を始めるにあたって、遺言の有効無効について心証開示を求められた際に、和解が困難になるという理由で心証開示を拒否している点や、和解条項の表現上の工夫についての議論は和解技法として興味深い.
- 18. ただし、模擬裁判①の書証である借用書4通のうち、3通は筆跡と押印という外形で成立の真正が否定されており、具体的な作成経緯が争点となったのは1通のみである.
- 19. オンライン尋問の要件は実務上,裁判所による相当性の認定を前提として(民事訴訟法 204 条柱書参照),「当事者に異議がない場合」(民事訴訟法 204 条 3 号)で処理されると予想されるが(山本 2023:68),直接主義による利益を放棄することになるため,異議がない場合は少ないという趣旨であろう.
- 20. この場合の異議を「裁判長に対する期日指定の申立(民事訴訟法 93条1項)と構成し、

その後の流れについて考察するものとして中村(2019:210-211)がある.

21. オンライン尋問での反対尋問に対する異議について分析したものとして,正込 (2023) 及び正込 (2024) がある.

引用文献

- 青木哲,2020,「連載 裁判手続と IT 化の重要論点 07 証人尋問等におけるウェブ会議等の利用」『ジュリスト』1550 号,有斐閣.
- 藤代浩則・野村創・野中英匡・城石惣・田附周平,2023,『失敗事例でわかる!民事尋問のゴールデンルール30』学陽書房.
- 堀岡雄一, 2024,「電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ, 訴訟記録・判決等の電子化, 訴訟記録の閲覧, 訴訟費用の電子納付, 法廷審理機関訴訟手続」『LIBRA』Vol.24. No.5, 東京弁護士会.
- 伊藤真, 2005, 『民事訴訟法 第3版補訂版』有斐閣.
- 加藤新太郎編著,2011,『民事尋問技術 第3版』ぎょうせい.
- 中村真,2019,『若手法律家のための民事尋問戦略』学用書房.
- 岡口基一・中村真,2017,『裁判官!当職そこが知りたかったのです.』学用書房.
- 柴﨑哲夫・牧田謙太郎,2017,『裁判官はこう考える 弁護士はこう実践する 民事裁 判手続』学陽書房.
- 清水綾子, 2023, 「連載民事裁判手続 IT 化の実務解説 第 5 回 証人尋問等」『NBL』1252 号, 商事法務.
- 菅原郁夫,1999,「証人尋問(その二)」『早稲田法学』74巻2号.
- 正込健一朗,2023,「短報 オンライン反対尋問に対する異議は何故タイミングを逸するのか」『裁判IT 化科研ニュースレター』2023 年度秋冬2号.
- 正込健一朗,2024,「短報 「オンライン反対尋問に対する異議は何故タイミングを逸するのか」をビデオデータで検証する――記憶に基づく振り返りと記録に基づく振り返り」『裁判 IT 化科研ニュースレター』2024 年度春夏 3 号.
- 高中正彦・堀川裕美・西田弥代・関理秀,2018,『弁護士の現場力――事件の受任から 終了までのスキルと作法』ぎょうせい.
- 戸苅左近,2023,「家事調停手続におけるウェブ会議の運用と課題(4 庁における試行結果を中心に)」『家庭の法と裁判』43 号,日本加除出版.
- 脇村真治編著,2024,『一問一答・新しい民事訴訟制度(デジタル化等)令和4年民事 訴訟法等改正の解説』商事法務.
- 山本和彦, 2023, 『民事裁判手続の IT 化』弘文堂.

2024 現象と秩序 21 - 22 -

第 1 論文は、オンライン模擬裁判実験における尋問が法実践に及ぼす影響について、法 廷でのリアルな尋問との比較のなかで探究しています。ハードの問題、手続の問題、法廷と いう場の意味を含む「複合問題」と称される問題群等の指摘は、決定的な意義をもちます。

第2論文では、高次脳機能障害者が抱える「雑談の困難」という問題に、アクティブ・インタビューが調査方法としてのみならず、その問題解決方法としても有用である点が見出されています。インタビューの共同構築性と心理学的療法の親和性を感じさせる論考です。

第3論文では、アロマセラピストである筆頭著者が、緩和ケア病棟で実施した施術場面のなかで患者にもたらされるその"効果"を探究しています。診療記録に基づく研究の難しさはありますが、全人的苦痛の除去にアロマテラピーが寄与する可能性が垣間見えます。

第 4 論文は、口話教育を受けてきたろう者のアイデンティティ構築過程に関する貴重なインタビュー記録です.言語的マジョリティ/マイノリティや日本手話/口話といった対立構図およびデフ・コミュニティとの関係性に翻弄されるろう者の人生が描かれています.

第5論文は、在宅でALS療養者を介護する訪問看護師と主介護者との相互行為場面のビデオ・エスノグラフィー研究です。主介護者によるもはやプロ並みのポジション取りとそのメッセージ性、そして、場面を支配しているかのように見える優先性は大きな発見です。

第 6 論文では、介護度認定調査員が認知症者の季節認識能力を調べる質問 - 応答場面が 分析されています、調査員の「瞠目の表情」を読み取る認知症者の高度なコミュニケーショ ン能力と、季節理解の共同作業という「認知症者的豊かさ」に関する説明は実に鮮やかです。

本誌掲載論文へのご意見・ご感想など、どうぞ本編集委員会までお寄せください. (Y.H.)

編集委員会委員長:堀田裕子(摂南大学)

編集委員:樫田美雄(摂南大学),飯田奈美子(立命館大学),加戸友佳子(摂南大学)

編集協力:村中淑子(桃山学院大学)編集幹事:福永和也(京都産業大学)

『現象と秩序』第21号 2024年 10月31日発行

発行所 〒572-8508 大阪府寝屋川市池田中町 17-8

摂南大学 現代社会学部 樫田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX)072-800-5389(樫田研),e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848 ONLINE ISSN : 2188-9856

https://gensho-kashidayoshio.sakuraweb.com/ (←今号から新サイトになりました)